

要介護等認定申請書に医療保険情報の記載が必要になりました

令和4年4月1日から要介護等認定申請書の様式を変更します

令和4年3月 旭川市介護保険課

介護保険法施行規則の一部改正(令和3年厚生労働省令第43号、第167号)に伴い、要介護等認定申請書に**医療保険者名及び医療保険被保険者記号・番号の記載**が必要となりました。

また、更新申請にかかる延期通知につきまして、認定の有効期間内にも関わらず延期通知をお送りすることで、受け取られた被保険者が混乱する等の御指摘をいただいております。

そのため、国の方針(平成24年2月開催 全国介護保険保健福祉担当課長会議資料)を受けて、認定申請書の同意事項欄に延期通知の省略についての同意を求める文言を追加しました。

つきましては、様式の変更に伴い下記のとおり取扱いますので、よろしくお願いいたします。

1. 変更事項

- (1) 第1号被保険者についても、医療保険者名及び医療保険被保険者記号等の記載が必要です。医療保険被保険者証の写しの添付や原本の提示は求めません。

※ご注意ください！

第2号被保険者の取扱いには変更がありません。

従前どおり医療保険被保険者証の写しを添付して下さい。

- (2) 同意事項に、「更新申請において、認定有効期間内に要介護認定・要支援認定が行われる場合は、申請から30日を超える処理見込期間とその理由の通知(延期通知)を省略すること。」との文言を追加しました。趣旨を御理解いただき御協力をお願いします。

- (3) 認定調査の参考とさせていただくため、認定を受けられる方のお身体の状況について記載いただく欄を設けました。

- (4) 申請書から送付先変更欄がなくなりました。

要介護等認定結果は、原則御本人宛てに郵送しています。独居の方の入院等の理由で御本人が受取困難となる特別な事情があるときに限り、「送付先変更連絡票」を提出いただくことで、現在申請分の認定結果のみ指定の住所へお送りします。

取扱変更日

令和4年5月1日申請分から

ただし、5月31日までは移行期間とし、旧様式でも受付いたしますが、6月1日以降は新様式でなければ受付いたしません。

2. 新様式について

新しい様式は、旭川市ホームページからダウンロードできます。

新様式への切り替えに御協力をお願いいたします。

※提出代行事業者様へのお願い

従前より、提出代行事業者が申請される場合は総合庁舎2階14番窓口への御来庁をお願いしていたところですが、近年、支所に申請される事業者が増えている状況です。

支所での申請はあくまでも申請される御本人や御家族等市民の皆様の利便性を考慮した対応です。提出代行事業者様におかれましては、総合庁舎での申請に御協力をお願いします。